

## 介護老人保健施設 アザリア 介護予防訪問リハビリテーション利用約款

### (約款の目的)

第1条 介護老人保健施設アザリア（以下「当事業所」という。）は、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、一定の期間、介護予防訪問リハビリテーションを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

### (適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設介護予防訪問リハビリテーション利用同意書を当事業所に提出したのち、令和 年 月 日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所の介護予防訪問リハビリテーションを利用できるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

### (身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
  - ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当事業所に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者と連帶して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するよう協力すること。
  - ② 介護予防訪問リハビリテーション利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当事業所は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当事業所、当事業所の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合は

## 施設-28

この限りではありません。

- 5 身元引受人の請求があったときは、当事業所は身元引受人に対し、当事業所に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

### (利用者からの解除)

- 第4条 利用者は、当事業所に対し、利用中止の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス介護予防サービス計画にかかわらず、本約款に基づく介護予防訪問リハビリテーション利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当事業所及び利用者の介護予防サービス計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。
- 2 身元引受人も前項と同様に介護予防訪問リハビリテーション利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、介護予防訪問リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

### (当事業所からの解除)

- 第5条 当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく介護予防訪問リハビリテーションサービスの利用を解除することができます。
- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
  - ② 利用者の介護予防サービス計画で定められた利用時間数を超える場合。
  - ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合。
  - ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な介護予防訪問リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合。
  - ⑤ 利用者が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
  - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当事業所が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
  - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帶して、当事業所に対し、本約款に基づく介護予防訪問リハビリテーションサービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当事業所は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当事業所は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月 16 日に発行し、利用者及び身元引受人が指定した郵便局若しくは金融機関口座へ翌月 27 日頃に自動振替にて支払うものとします。但しなんらかの事情により、自動振替ができなかった場合は、翌々月分と翌月分を合算して請求し、自動振替にて支払うものとし、以降同様の手続きを行うこととします。
- 3 当事業所は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当事業所は、利用者の介護予防訪問リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 5 年間は保管します。

- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当事業所は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当事業所が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当事業所が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当事業所は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者的心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記録することを**義務付けます**。

## 施設・28

### (秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）。
- ⑥ 事故発生時に賠償責任判断のための保険会社及び弁護士等への情報提供

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

### (緊急時の対応)

第10条 当事業所は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。この場合の医療費などは利用者負担とします。但し第13条に定める事故の際はその限りではありません。

2 前項のほか、介護予防訪問リハビリテーション利用中に利用者的心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

### (事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。この場合の医療費などは利用者負担とします。但し、第13条に定める事故の際はその限りではありません。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当事業所は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

### (要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当事業所の提供する介護予防訪問リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「苦情箱」に投函して申し出ることができます。

## 施設・28

### (賠償責任)

第 13 条 介護予防訪問リハビリテーションの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帶して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

### (虐待防止について)

第 14 条 当事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 成年後見制度の利用を支援します。
- ② 虐待に関する苦情解決体制を整備しています。
- ③ 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施しています。

### (利用契約に定めのない事項)

第 15 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

&lt;別紙1&gt;

## 介護老人保健施設アザリアのご案内

(令和7年11月1日現在)

## 1. 事業所の概要

## (1) 【法人の名称等】

- ・法人名 医療法人 穂仁会（すいじんかい）
- ・所在地 大阪府泉大津市東助松町1-7-1
- ・電話番号 (0725) 21-6616・ファックス番号 (0725) 32-3426
- ・理事長 郡司 知世

## 【事業所の名称等】

- ・事業所名 介護老人保健施設 アザリア
- ・開設年月日 平成12年4月24日
- ・所在地 大阪府泉大津市下条町13-10
- ・電話番号 (0725) 20-5770・ファックス番号 (0725) 31-1517
- ・施設長 西郷 憲子
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(27500680015号)

## (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになり、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

## (3) 施設の職員体制（介護予防訪問リハビリテーション）

	基準人員	実人員	業務内容
・医師	1	1.2	診療・健康管理
・理学療法士	1	1.5	身体評価・リハビリの実施及び指導等
・作業療法士	1		
・言語聴覚士	1		
・事務職員		3	設備管理・請求等

## (4) 職員の勤務時間 8:45～17:30

## (5) 通常の事業実施区域

- ・泉大津市全域及び泉北郡忠岡町、和泉市・高石市・岸和田市の一部

## (6) 月～土(12/31～1/3を除く)

## (7) 営業時間：9:00～17:00

## 施設・28

### 2. 訪問リハビリサービス内容

- ① 介護予防訪問リハビリテーション計画の立案
- ② 医学的な管理
- ③ 機能訓練（リハビリテーション）
- ④ その他（相談援助サービス等）

### 3. 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関

- ・名 称 医療法人穂仁会 原病院
- ・診療科目：内・外・整形 94床
- ・住 所 泉大津市東助松町 1-7-1
- ・電 話 (0725)-21-6616

- ・協力医療機関

- ・名 称 泉大津急性期メディカルセンター
- ・診療科目：内・外・整・脳・形成・泌・婦・皮 300床
- ・住 所 泉大津市我孫子 97-1
- ・電 話 0570-02-1199

- ・協力歯科医療機関

- ・名 称 ゆり歯科医院
- ・住 所 泉北郡忠岡町忠岡北 1-3-8
- ・電 話 (0725)-22-6680

#### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

## 施設・28

### 4. 要望及び苦情等の相談

当事業所には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階公衆電話横に備えつけられた「苦情箱」をご利用いただくこともできます。

① 相談窓口 介護老人保健施設アザリア

事務室

TEL 0725-20-5770 fax0725-31-1517

機能訓練室（訪問リハビリ専用）

TEL 090-4491-9434

② 大阪府福祉部高齢介護室 介護事業者課 施設指導グループ

TEL 06-6944-7106

③ 大阪府国保連合会 介護保険課

TEL 06-6949-5418

④ 泉大津市役所 高齢介護課

TEL 0725-33-1131

また上記ほか、お住まいの各自治体にも相談窓口がございますのでお尋ね下さい

### 8. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

介護予防訪問リハビリテーションについて  
(令和6年6月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護予防訪問リハビリテーションについての概要

介護予防訪問リハビリテーションについては、要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された介護予防サービス計画に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、介護予防訪問リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

## 3. 料金

医療法人 穂仁会  
介護老人保健施設アザリア

**《介護予防訪問リハビリテーション利用料金表》**

**基本料金**

	介護保険料金	個人負担分
訪問リハビリテーション費 (1回 20分)	3,078円	307円
(2回 40分)	6,156円	615円

※1日40分のご利用の場合は2回40分の料金となります。

**加算料金**

加算項目	介護保険料金	個人負担分
サービス提供体制加算（I） 1回につき	61円	6円
サービス提供体制加算（II） 1回につき	30円	3円
短期集中リハビリテーション実施加算	2,066円	206円
※退院（所）日又は、新たに要介護認定を受けた日から3月以内（週2回以上）		
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	2,479円	247円
2回/週限度		
※退院（所）日又は、訪問開始日から3月以内の期間。		
退院時共同指導加算 1回に限り	6,198円	619円
※退院前カンファレンスに参加し、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り。		

**上記の費用については全て1割負担の金額を表記しています。**

※介護保険負担割合が2割の方については料金負担が倍、3割の方については3倍になります。

<別紙3>

## 個人情報の利用目的

(令和6年6月1日現在)

介護老人保健施設アザリアでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

#### 〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

#### 〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

#### 〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

#### 〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的等〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供
  - －施設広報誌への写真掲載

## 介護予防訪問リハビリテーション利用同意書

介護老人保健施設アザリア介護予防訪問リハビリテーションを利用するにあたり、介護老人保健施設アザリア介護予防訪問リハビリテーション利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容について、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

介護老人保健施設アザリア

理事長 郡司 知世 殿 <利用者>

施設長 西郷 憲子 殿 住 所

氏 名 印

<利用者の身元引受人>

住 所

説明者氏名

氏 名 印

本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・住 所	〒
・氏 名	(続柄 )

【本約款第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

・住 所	〒
・氏 名	(続柄 )
・電話番号	

【別紙3 個人情報保護法同意書】

・本人住所	
・本人氏名	
・代筆者氏名	
・写真掲載	広報誌・事例研究会等への写真掲載について  掲載可能 • 掲載不可 (どちらかに○をつけて下さい)



## 施設-28

R7.11.1より 理事長 原 真理子より郡司 知世に変更  
訪問リハビリ用の携帯番号追記  
泉大津市立病院より急性期メディカルセンターへ変更